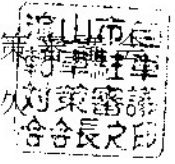




流 自 審 第 5 号
平成 1 7 年 6 月 7 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市自転車駐車対策
会 長 木 村 喜 久



流山市自転車駐車場の利用登録制度の見直しについて（答申）
平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日付け流生第 2 3 2 号で諮問のあったこのこと
について、下記のとおり答申します。

はじめに、

本市の放置自転車対策は、平成3年10月に流山市自転車の利用及び駐車に関する条例を制定以来、13年間改定が行われませんでした。

その間、近隣各市では、利用登録制度から施設利用制度への転換がなされ、料金も大きく格差が生じ、また、施設設備等についても、改善が迫られております。

そこで、自転車駐車場利用者のアンケート調査を踏まえ、できる限り、自転車利用者の要望に応えるために、利用される方々の受益者負担を原則に抜本的な制度改正が必要です。

なお、このような大幅な改正に至った要因として、13年間見直しがなされなかったからで、今後は、概ね5年を目途に見直しを図る必要があります。

流山市自転車駐車場の利用登録制度の見直しについて

(1) 登録制度から施設利用制度への転換について

施設利用のあり方

自転車駐車場という施設を公平、かつ有効に利用するためには、受益者負担を原則としながら、利用登録制度から施設利用制度への転換が必要です。

その利用期間は、1年とし、年度途中からの利用に対応するため、月額単位を設けることとし、また、施設を利用しなくなった場合は、使用しない残りの月数分の使用料を返還します。

(2) 将来を見据えた施設使用料金のあり方について

施設使用料金の積算根拠

施設使用料金へ改正に当たっては、施設の設置目的から放置自転車対策に係る経費と自転車収容可能台数を基に積算するとともに、施設のグレード(屋根の有無等)や駅舎までの距離などに応じた料金体系が必要です。

また、使用料金について市内、市外の格差をなくし、さらに、一般利用者と高校生以下の学生の使用料金については、アンケート調査でも両論に分かれますが、近隣各市の状況を勘案し、学生の割引

率は、2割から3割程度が適当です。

なお、利用者からの要望の多い照明機器等の施設整備については、計画的に実施し、その費用及び新たに自転車駐車場用地として取得した場合の当該取得に係る経費の金利相当分及び借地料のすべての経費を運営費に含めるものとします。

(3) 運営管理のあり方について

運営管理時間及び手法

運営時間については、現状の午前6時30分から午後7時までを管理時間とします。

また、施設の利用受付については、運営経費を考慮して現地では行わないこととします。

ただし、利用者の利便性向上に新たな利用申込システム構築が必要で、例えば、郵送による登録証（ステッカー）の交付や市出張所での受付などを検討する必要があります。

なお、先の地方自治法の改正により、当該施設が公の施設となった場合、指定管理者制度の導入について検討する必要があります。